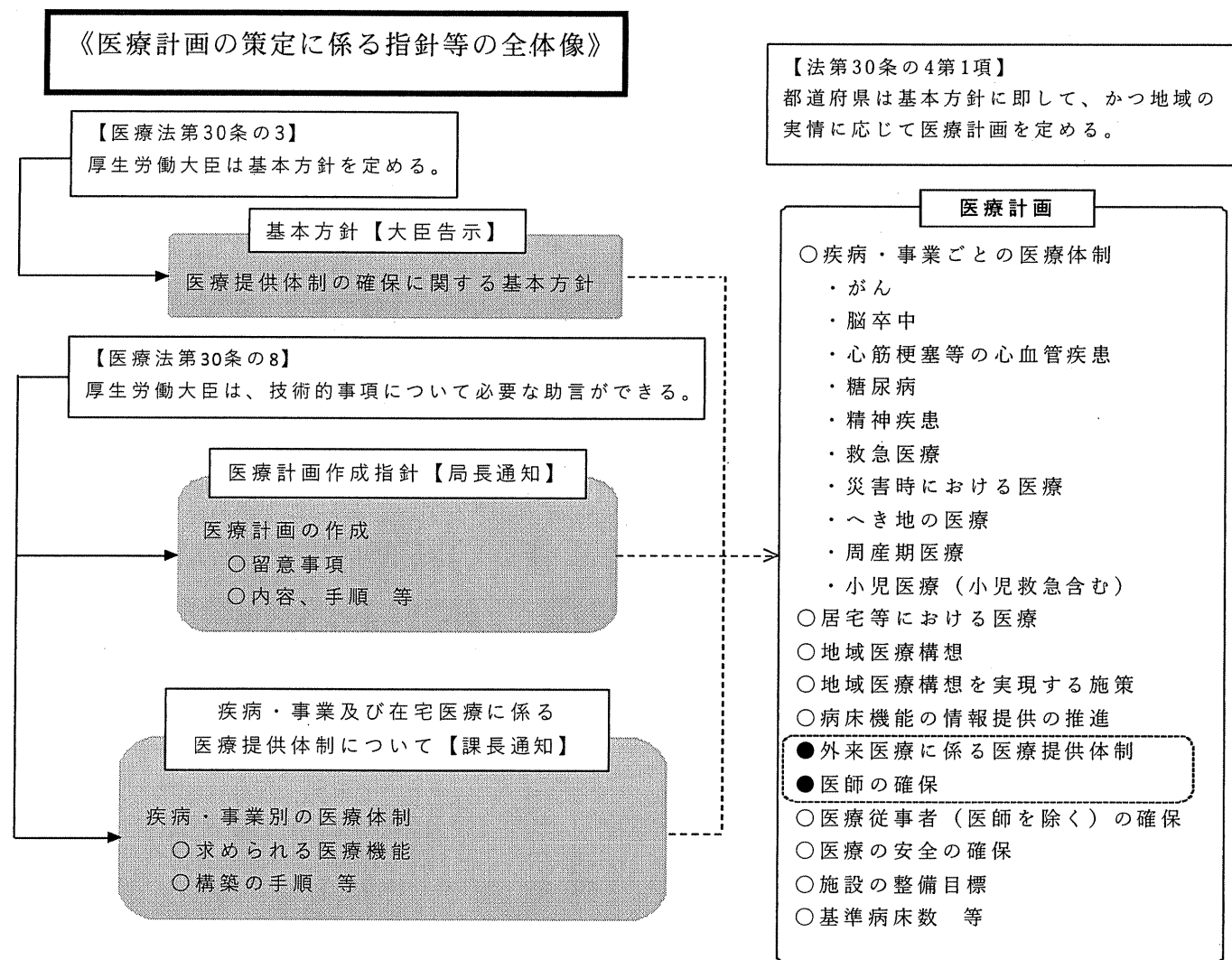


医師確保計画及び外来医療に関する計画の策定について

1 趣旨

- 「医療法及び医師法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 79 号)により医療法が改正され、医療計画の定める事項に「医師の確保に関する事項」及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」が追加され、平成 31(2019)年 4 月 1 日から施行されることとされた。
- 来年度、愛知県地域保健医療計画の一部として、医師確保計及び外来医療に関する計画(以下「外来医療計画」という。)を策定し、平成 32(2020)年 3 月を目途に公示する。



2 医師確保計画について

(1) 法改正の趣旨

- 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化
- 都道府県が、地域の医療ニーズを踏まえて、地域医療構想等の地域の医療政策と整合的に、医師確保対策を主体的に実施することができるような仕組みとしていく必要がある。
 - 特に、今後臨床研修を終える地域卒の医師が増加し、医師派遣等において都道府県の役割が増加することも踏まえ、都道府県が大学等の管内の関係者と連携して医師偏在対策を進めていくことができる体制を構築する必要がある。

(2) 主な記載内容

- 医師の確保の方針
- 確保すべき医師数の目標
- 目標医師数を達成するための施策

(3) 計画期間

2020 年度から 2023 年度まで(4 年間)

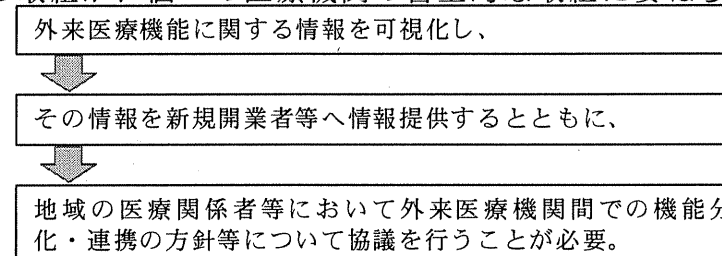
年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
医療計画	現 愛知県地域保健医療計画 計画期間 6年(2018年度から2023年度)						次期 愛知県地域保健医療計画 計画期間 6年(2024年度から2029年度)					
医師確保計画	詳細設計 指針策定 (国)		医師確保計画 計画期間 4年(2020年度から2023年度)					次期計画(前期)		次期計画(後期)		
		計画策定 (県)			指針見直し (国)	計画策定 (県)		指針見直し (国)	計画策定 (県)		指針見直し (国)	計画策定 (県)

注 1) 医師確保計画は、3 年ごとに見直しこととされている。ただし、2020 年度からの最初の計画のみ、医療計画全体の見直し時期と合わせるため、4 年で見直し。

3 外来医療計画について

(1) 法改正の趣旨

外来医療については、無床診療所の開設状況が都市部に偏っており、また、夜間救急連携等の医療機関間の連携の取組が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている等の状況を踏まえると、



(2) 主な記載内容

地域における外来医療機関間の機能分化・連携方針等

(3) 計画期間

見直しサイクルは医師確保計画に準ずる。

4 スケジュール(イメージ)

年月	外来医療計画	医師確保計画
2019年7月		医師偏在指標、少数地区設定、目標等の検討
8月		
9月		
10月		
11月	原案の検討(医療審議会医療体制部会)	原案の検討(地域医療対策協議会)
12月	医療審議会で両計画の原案の決定	
2020年1月	市町村、三師会等へ意見照会 パブリックコメント	
2月	原案の修正→案(医療審議会医療体制部会)	原案の修正→案(地域医療対策協議会)
3月	医療審議会で両計画の案の決定・公示	

「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の施行について

1 法改正の概要等について

(1) 趣旨

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の決定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

(2) 概要

ア 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】

イ 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】

ウ 医師養成課程を通じた医師確保対策の充実【医師法、医療法】

エ 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】

オ その他 地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加、健康保険法等について所要の規定の整備等



イ及びエの関連で、医療計画に新たに「医師確保計画」及び「外来医療」に関する事項の記載が設けられた。(平成 31 年 4 月 1 日施行)

2 医師確保計画策定に関する法改正の内容等について

(1) 国の基本的な考え方

ア 都道府県が、地域の医療ニーズを踏まえて、地域医療構想等の地域の医療政策と総合的に、医師確保対策を主体的に実施することができるような仕組みとしていく必要がある。

イ 特に、今後臨床研修を終える地域枠の医師が増加し、医師派遣等において都道府県の役割が増加することも踏まえ、都道府県が大学等の管内の関係者と連携して医師偏在対策を進めていくことができる体制を構築する必要がある。

(2) 医師確保計画の内容

(1)の基本的な考え方により医療法が改正され、次の内容を盛り込んだ医師確保計画を都道府県において策定することとされた。

- 2次医療圏ごとに、新たに国が定める「医師偏在指標」を踏まえた医師の確保数の目標・対策を含んだ計画の策定
- 「医師偏在指標」を踏まえた「医師少数区域」又は「医師多数区域」の設定

(3) 策定スケジュール（国明示）

平成 30 (2018) 年度中に国が「医師偏在指標」を策定

平成 31 (2019) 年度中に都道府県において計画策定作業

平成 32 (2020) 年度から医師確保計画に基づく医師偏在対策の実施

3 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項の法改正の内容等について

(1) 国の基本的な考え方

外来医療については、無床診療所の開設状況が都市部に偏っており、また、医療機関間の連携の取組が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている等の状況を踏まえると

外来医療機能に関する情報を可視化し、

その情報を新規開業者等へ情報提供するとともに、

地域の医療関係者等において外来医療機関間での機能分化・連携の方針等について協議を行うことが必要。

(2) 外来医療の計画の内容

(1)の基本的な考え方により医療法が改正され、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を医療計画に記載することとされた。

(3) 策定スケジュール（国明示）

平成 31 (2019) 年度中に都道府県において計画策定作業

平成 32 (2020) 年度から計画に基づく取組の実施

(4) 外来医療提供体制の協議の場について

ア 協議事項

- (ア) 省令で定める方法により算定された 2次医療圏における医師の数に関する指標によって示される医師の数に関する情報を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況に関する事項。
- (イ) 病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項
- (ウ) 複数の医師が連携して行う診療の推進に関する事項
- (エ) 医療提供施設の建物、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項

イ 協議体

- (ア) 2次医療圏その他の都道府県知事が適当と認める区域(以下「対象区域」という。)ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、アの事項等について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとする。
- (イ) 対象区域が構想区域その他の都道府県知事が適当と認める区域と一致する場合には、当該対象区域における(ア)の協議の場に代えて、当該構想区域等における地域医療構想の達成を推進するために必要な事項についての協議の場(地域医療構想調整会議)において、アの事項等について協議を行うことができるものとする。

出典：「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の公布について（平成 30 年 7 月 25 日付け厚生労働省医政局長通知 抜粋）